⑸　固体ロケット用のモータケースの断熱材であって、500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるもの又は500キログラム未満のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用するように設計したもの

⑹　固体ロケット用のモータケースのノズルであって、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

⑺　液体状、スラリー状又はゲル状の推進薬の制御装置であって、周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はその部分品（サーボ弁及びポンプを除く。）

⑻　4⑴イに該当するハイブリッドロケット推進装置の部分品

⑼　液体推進薬用のタンクであって、次のいずれかに該当するものに使用するように設計したもの

ア　11に該当する推進薬又はその原料となる物質

イ　液体推進薬（アに該当するものを除く。）であって、500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するもの

⑽　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであって、海面上における標準大気状態での最大推力が10キロワット以上のもの（本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）又はその部分品

6　多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品（段間継手に使用可能な分離ボルト、分離ナット金具、分離シャックル、軟質線状成形炸薬、ボールロック、圧縮ばね及び円周状分離機構を含む。）

7　非破壊検査装置であって、その内部の寸法が１メートル以上のもの

8　しごきスピニング加工機であって、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもののうち、輪郭制御をすることができる軸数が３以上のもの又はその部分品（別表第１に掲げるものを除く。）

9　サーボ弁又は推進薬の制御装置用のポンプであって、次のいずれかに該当するもの

⑴　次のア及びイに該当するもののうち、ウ又はエのいずれかに該当するもの

ア　液体状、スラリー状又はゲル状の推進薬の制御装置に使用するように設計したもの

イ　周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの

ウ　絶対圧力が7,000キロパスカル以上の状態において１分につき0.024立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であって、アクチュエータの応答時間が100ミリ秒未満のもの

エ　ポンプであって、軸の回転数が１分につき8,000回転以上のもの又は吐出し圧力が7,000キロパスカル以上のもの

⑵　ターボポンプ（液体ロケット又はハイブリッドロケットの推進装置用のものに限る。）

10　推進薬の制御装置用のポンプに用いられるラジアル玉軸受であって、日本工業規格Ｂ1514―１号（転がり軸受―軸受の公差―第１部：ラジアル軸受）で定める精度が２級以上のもののうち、次の⑴から⑶までの全てに該当するもの

⑴　内輪内径が12ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの

⑵　外輪外径が25ミリメートル以上100ミリメートル以下のもの

⑶　幅が10ミリメートル以上20ミリメートル以下のもの

11　推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）

⑴　濃度が70パーセントを超えるヒドラジン又はその混合物（腐食防止処理のためのものを除く。）

⑵　ヒドラジンの誘導体

⑶　過塩素酸アンモニウム又はその混合物

⑷　アンモニウムジニトラミド又はその混合物

⑸　粒子が球形又は回転楕円体で、その径が200マイクロメートル未満のアルミニウムの粉であって、重量比による純度が97パーセント以上のもののうち、国際規格ＩＳＯ2591（1988）又はこれと同等の規格で定める測定方法により測定した径が63マイクロメートル未満のものの含有量が全重量の10パーセント以上のもの

⑹　重量比による純度が99パーセント以上のジルコニウム（天然の比率でジルコニウムに含まれるハフニウムを含む。）、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金の粉末状のものであって、篩（ふるい）、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が60マイクロメートル未満のもの又はその少なくとも１を含む混合物（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）

⑺　重量比による純度が85パーセント以上のほう素又はその合金の粉末状のものであって、篩（ふるい）、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が60マイクロメートル未満のものの含有量が全体積若しくは全重量の90パーセント以上のもの又はその少なくとも１を含む混合物（ほう素10の含有量が全重量の20パーセント以上のものを除き、アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）

⑻　過塩素酸塩、塩素酸塩若しくはクロム酸塩であって、粉末状の金属若しくは燃料成分が混合されたもの又は過塩素酸ナトリウム

⑼　カルボラン、デカボラン、ペンタボラン若しくはこれらの誘導体又はその混合物

⑽　液体酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの

ア　三酸化二窒素

イ　二酸化窒素又は四酸化二窒素

ウ　五酸化二窒素

エ　窒素酸化物の混合物

オ　耐腐食性を有する赤煙硝酸又はその混合物

カ　フッ素及びその他のハロゲン、酸素又は窒素からなる化合物又はその少なくとも１を含む混合物（三フッ化塩素及び気体の三フッ化窒素を除く。）

⑾　末端にカルボキシル基を有するポリブタジエン

⑿　末端に水酸基を有するポリブタジエン

⒀　グリシジルアジドの重合体

⒁　ブタジエンとアクリル酸との重合体

⒂　ブタジエンとアクリロニトリルとアクリル酸との重合体

⒃　発熱量が１キログラム当たり40,000,000ジュール以上の推進薬

⒄　トリス―１―（２―メチル）アジリジニルホスフィンオキシド（別名ＭＡＰＯ）

⒅　テトラエチレンペンタミン、アクリロニトリル及びグリシドールの反応生成物

⒆　テトラエチレンペンタミン及びアクリロニトリルの反応生成物

⒇　イソフタル、トリメシン、イソシアヌル又はトリメチルアジピンの骨格を有する多官能性アジリジンアミドであって、２―メチルアジリジン基又は２―エチルアジリジン基を有するもの

(21)　トリフェニルビスマス

(22)　フェロセン誘導体